

# 事務局たより

第37号 2019年10月1日 [chyda-kr@f8.dion.ne.jp](mailto:chyda-kr@f8.dion.ne.jp)

◇事務局 101-0061 千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F  
千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263



人権と民主主義をまもる

## 日本国民救援会



国家権力犯罪に  
“時効”はない！

第3回

日本国民救援会は、1928年4月7日に結成された人権団体です。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で100件を超える事件を支援しています。国家権力犯罪の犠牲者・被害者を守り支え続ける活動は、人間の尊厳を守り抜く運動であると同時に国家権力に立ち向かう砦でもあります。

### ●戦前の闘い

国家権力による弾圧との闘いは、その犠牲者と家族の命と生活を守る闘いであり、現在もなお、ますます重要となってきている。国民救援会の結成当時の活動の一端を紹介しておきたい。

1930年8月、東京で第2回全国大会が開かれ、モップル(弾圧犠牲者の国際的救援組織のロシア語名略称)への加盟を決議し、名称を「国際赤色救援会日本支部、日本赤色救援会」と改めた。第2回大会以後、救援活動そのものが治安維持法の「目的遂行罪」として弾圧されるため、国民救援会中央は、非公然活動を余儀なくされた。

一方、獄中被告への差入れ・面会、公判傍聴を合法的にすすめるため、市ヶ谷刑務所の近くにあった「差入れ事務所」を、国民救援会の事務所とすることにした。弾圧犠牲者への差入れや、獄中の待遇改善闘争、家族の慰安会、ハイキングなどの多面的な活動が行われた。職場、居住の班も確立し、東京では2500人の会員をもつようになった。

### ●国民救援会の現在の取り組み

【言論・表現の自由を守るとりくみ】 「戦争をする国」づくりがすすめられるもとで、自衛隊のイラク派兵反対や憲法改悪反対など、政府に批判的なビラを配つただけで逮捕される事件が起こされている。戦争と言論弾圧は表裏の関係にある。戦争を放棄した日本国憲法は「一切の表現の自由を保障」している。言論・表現の自由を守るため運動をすすめている。

【冤罪犠牲者を救うとりくみ】 無実の人が誤った捜査、裁判によって犯人にされ、いまも冤罪事件があとを絶たない。無実の人は無罪に。国民救援会は、死刑

が確定した事件をはじめ、数多くの冤罪事件を支援して、無罪判決を勝ちとってきた。現在、名張毒ぶどう酒事件、袴田事件など20を超える冤罪事件の支援を行っている。

【労働者・市民の権利を守るとりくみ】 空前の利益を上げる大企業。一方で「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」が社会問題になった。2008年末には、多くの企業で派遣社員・非正規社員の大量首切りが行われ、国民生活の格差は広がり、貧困も深刻になっている。非正規雇用の増大とリストラ合理化・不当解雇、強制配転・出向が行われ、過労死・自殺も増えている。これに対して働くものの権利と人間の尊厳を求めてたたかう人たちを、また国や警察による人権侵害とたたかう市民事件も支援している。

【憲法改悪・悪法阻止のとりくみ】 自・公政権は、憲法を改悪して、アメリカが世界中で起こす戦争に自衛隊を参加させようとしている。そのために、教育基本法改悪案や改憲手続き法案(国民投票法案)などを国会で強行採決した。

自民党は、2020年にも憲法改悪案の国会発議をめざしている。戦争こそ最大の人権侵害である。この立場から国民救援会は、憲法改悪に反対し、秘密保護法や共謀罪法など国民の人権を抑圧する悪法の反対運動をすすめている。

【遺志を継ぐ合葬追悼運動】 社会の進歩と革新、平和と民主主義をもとめる今日の運動は、多くの先人たちの努力によって築かれてきた。そうした先人たちのたたかいを顕彰し、遺族のみなさんを励ますことを目的に開催しているのが解放運動無名戦士合葬追悼会である。合葬追悼会は、敗戦直後の1948年3月18日に第1回が行われて以後、毎年3月18日に東京で式典が行われている。東京・青山靈園にある (4面へ)

# 東京電力刑事裁判「全員無罪」不当判決

9月19日午後2時15分開廷の東京地裁で長渕健一裁判長（傍聴者への露骨な身体チェックなどを指揮）は、被告：勝俣恒久元会長・武黒一郎元副社長・武藤栄元副社長に対して無罪（求刑禁固5年）の判決を下した。この判決は、「原発が過酷事故を起こさないための徹底的な安全確保は必要ないという、国の原子力政策と電力会社に忖度した誤ったメッセージであり、司法の墮落であるばかりか、次の過酷事故を招きかねない」（福島原告刑事訴訟支援団）ものである。

地裁で判決理由朗読が4時半まで続く中、2時から弁護士会館2Fで報告集会⇒抗議集会が、4時15分まで行われた=写真下。



会場は満席で参加者は廊下にはみでた。福島県在住者と避難者が怒りと涙の声をあげ、支援弁護士による説明があった。「日本の国がこんな悪いことをしているのにマスコミは隣の国のことばかり。今日、私の話・苦しみに最も耳を傾けてくれたのは、隣の国のマスコミでした。」（菅野みづえさん）の発言があった。原発事故による死者・自殺者にどう応えるか。「被災者は何も悪いことをしていない」「これでも罪を問えないのか？」を胸に、相互に励ましあいながらの、あきらめない長い闘いへ——。である。

## 「さよなら原発 全国集会」

9月16日(月・祭日)に、「『さよなら原発』一千万署名市民の会」主催・「総がかり行動実行委」協力の2019秋「さよなら原発全国集会」が代々木公園で開かれた。

12時半からの「さよなら原発ライブ」後、1時半から3時までメイン集会。その後渋谷コースと原宿コースに分かれてデモ。主催者発表で参加者8000人であった。官邸前抗議北大卒グループ（毎週金曜日夜の集会に、9月27日で主催者356回目に対して326回目の参加）は、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」の幟を立てて参加した。

集会では、落合恵子氏の「あきらめずに進み続けよう」との挨拶の後、福島県からの避難者が住む国家公務員宿舎の明け渡しや家賃2倍請求等の脅しの不当、



東海第二原発運転差止訴訟団から再稼働阻止の必要、原発ゼロ法案審議の自公による棚上げ不当のアピール、高校生の核廃絶1万人署名運動の成果報告等があった。ブースには30を超える出店もあってにぎやかだった。デモ先の渋谷界隈は人出でいっぱい。多くの通行人からスマホが向けられた。(写真=左から吉田隆、泉定明、伊藤セツ=北大卒とご一緒にいたみなさん)

## 「たんぽぽ舎」30周年記念の集い



9月22日(日)に表題の集いが神田・専修大学近くのビルで行われ、参加した。たんぽぽ舎は、反原発をめざす毎金曜夜の官邸前、経産省前、東電本社や原電前をはじめ大集会や原発の現地集会に黄色地に字を染め抜いた幟をたてて集まり、毎日の反原発メールニュースや毎金曜のビラを発行し、またスペースたんぽぽで学習会を重ねて、日本の反原発市民運動の前線・中心を担っている団体のひとつである。

集会は13:30~17:00。共同代表2人の挨拶の後、小出裕章氏が70分の講演。続いて、武藤類子さん他6人のリレートークがあった。会場は満員状態。講演・トークとも充実した内容であり、19日の東電判決に批判・対抗する決意を強め、運動を広げようとする集会だった。貴重な『たんぽぽ舎30年：反原発の歩みと展望』が発刊された。

(伊藤陽一：官邸前抗議北大卒グループ・北大経1961年卒)

# 「教育勅語」の教育理念は完全否定された 1948(昭和23)年の衆参両院決議

27 特報 11版 2019年(令和元年)9月22日(日曜日)

## 本音のコラム

萩生田光一文科大臣は、議員会館の事務所に教育勅語の掛け軸を掛けている。仕合後は記者会見で、「教育勅語は日本国憲法及び教育基本法の制定をもって法制上の効力は喪失した」といつつ「その権威によっては差し控える」と述べた。勅語は「天皇の言葉」のことだから、もともと法制上の効力はない。いわゆる衆参両院はそれぞれ教育勅語の排除と失効確認を決議したが、「これらは教育勅語の法制上の効力ではない」との教育理念を否定したのだ。衆議院は「主権在君」、「神話的國体觀に基づくとして」、「そ

だ」と宣明。参議院は「我が國家のひがみの鎮りを徹底的に払拭」として教育基本法による失効したと決議した。

萩生田氏は「政府として教育勅語の教育理念を否定しなかったわけでもなく、個人としては「親孝行」などがある。その書籍の中での参考にしないとの肯定的な評価をした。教育勅語には「母慈子孝」や「夫婦相和」など見普遍的な徳目が書かれているが、それらはすべて天皇皇室、即ち永遠の皇室の運命を支えることを先檢の目的とするところが、徳であり、「以子之無事、ノヨリ自強」扶翼スヘンだ。

参考になる」といつづけた。(現代教育行政研究会代表)

前川喜平さんが東京新聞曜日付に「本音のコラム」を連載しています。9月15日付の「萩生田氏と加計学園」に続いて、22日付は「萩生田氏と教育勅語」。前川さん古巣の文科省に大臣として乗り込んできた萩生田光一氏に、事実に基づいて冷静に、しかし断固として非を糺そうとしているように感じます。

今回のコラムでは、戦後、失効となった教育勅語は、法制上の効力ではなく、その教育理念が否定されたと明快に指摘しています。そこで、その決議内容を調べてみました。(原文のまま) (福島 清)

◆參議院本會議 1948 (昭和 23) 年 6 月 19 日

## 教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣言した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懷く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の権威の確立と国民道德の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

◆衆議院本会議 1948(昭和23)年6月19日

## 教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることがある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國体觀に基いている事実は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもととなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

## 右決議する

＜提案者・松本淳造議員発言＞（抜粋）

われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考へるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。

### ＜森戸辰男・文部大臣発言＞（抜粋）

敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く揚げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によつて、法制上明確にされました。本院のこのたびの決議によつて、あらためてこの事実を確認闡明せられましたことは、まことにごもつともな次第であります。この際私は、この問題に關しまして文政当局のとつてきました措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申し上げたいと存ずるのであります。

(1面から) 「解放運動無名戦士墓」に故人の名前と主な活動経歴が刻まれた銅板を納めている。

### ●現在支援している事件 (2019年9月現在)

#### 【言論弾圧・権力犯罪・責任追及事件】

「布川事件国家賠償請求訴訟」(茨城)「白龍町マンション暴行でっち上げ事件国賠訴訟」(愛知)「大垣警察市民監視国賠事件」(岐阜)「東住吉冤罪事件国賠」(大阪)「岸和田傷害虚偽告訴・国賠裁判」(大阪)「倉敷民商弾圧事件」(岡山)「レッド・ページ国家賠償請求裁判」(兵庫)

#### 【再審・冤罪事件】

「大仙市事件」(秋田)「明倫中裁判」(山形)「仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件」(宮城)「今市事件」(栃木)「三鷹事件」(東京)「痴漢えん罪西武池袋線小林事件」(東京)「小石川事件」(東京)「乳腺外科医師冤罪事件」(東京)「冤罪あずさ35号窃盗事件」(長野)「あずみの里『業務上過失致死』事件」(長野)「福井女子中学生殺人事件」(福井)「袴田事件」(静岡)「天竜林業高校成績改ざん事件」(静岡)「豊川幼児殺人事件」(愛知)「名張毒ぶどう酒事件」(三重)「日野町事件」(滋賀)「湖東記念病院人工呼吸器事件」(滋賀)「長生園不明金事件」(京都)「タイムスイッチ事件」(京都)「えん罪神戸質店事件」(兵庫)「花田郵便局強盗事件」(兵庫)「山陽本線痴漢冤罪事件」(岡山)「高知白バイ事件」(高知)「大崎事件」(鹿児島)「ムニア事件」(アメリカ)

#### 日本国民救援会(略称:国民救援会)

113-8468 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館5F  
TEL 03(5842)5842/FAX 03(5842)5840  
<http://www.kyuenkai.org>

＜訂正＞ 第35号1面、新聞通信放送関係のレッド・ページ者数のうち、日本経済新聞の30人は、20人の誤りでした。訂正してお詫びします。

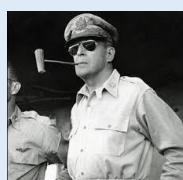
【事務局たより】先日、重症心身障害児施設「島田療育センター」(多摩市中沢1-31-1)の療育長・岩井理(みち)さんの講演を聞きました。同センターは医療法に基づく「病院」、児童福祉法の「医療型障害児入所施設」、障害者総合支援法の「療養介護事業所」という枠組みで、障害児・者に対する一貫した支援を行っています。2019年現在、233人(9歳から71歳、平均年齢45歳)が6つの居住スペースに分かれて入所し、短期入所、外来入所、発達支援センターなどで地域支援も行っています。ほとんどの入所者は障がいが治つて退所することはなく、ここで一生を過ごす「暮らしひの場」でもあるのです。約500人の医師・看護師・介

#### ＜コラム＞冤罪忘れるな!③

## 激動の1945年10月

### 占領軍(GHQ)覚書の威力

覚書の発令は5日。その前日に時の山崎巖内相による特高活動継続の談話が出て、一刻の猶予もならんとばかりに発令された。狼狽えた東久邇内閣は即刻総辞職し翌6日には内務省が特高廃止を通達した。戦後改革の発火点と言っていい。覚書の原文は MEMORANDUM FOR THROUGH SUBJECT I. In order to remove restrictions on political civil and religious liberties and で始まり、そして、さらにまだまだ先がある。



GHQのあった日  
比谷の第一生命館と、マッカーサー連合国軍最高司令官

8日に就任の幣原首相は11日、マッカーサーから直に、女性解放参政権、労働組合促進、教育自由、国民恐怖法廃棄、経済民主の宿題を負わされる。この間10日には覚書に従い宮澤弘幸を含む国家冤罪の被害者を一斉釈放し、13日には軍機保護法等を廃止している。そして、これら全てを夜叉の形相で否定し去ろうとしているのが、現・安倍政権という構図になる。

◆ ◆ ◆

「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版(本会編)

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部=冤罪の真相 第2部=冤罪事実の条条検証  
資料編=判決全文、軍機保護法全文、年表  
特別添付=重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで(1面上部題字横に掲載)。送料税込み2300円。後払い。

護福祉士・作業療法士などと職員が支えています。

秋まつりに美容ボランティア活動をする山野美容芸術短期大学の学生たちと一緒に何度か伺ったことがあります。木実谷哲史院長は、入所者全員の名前を知つていて声をかけています。職員のみなさんは笑顔で寄り添っています。重い障がいがあっても人間の尊厳を守ることの大切さを知っているからだと思います。

先の参院選で、れいわ新鮮組の重い障がいをもった船後靖彦、木村英子さんが当選しました。障がい者の人生と権利を守る政治を確立することは、人間の尊厳を守ると言う意味で、国家権力犯罪の犠牲者を守る闘いと共に通するのではないでしょうか。 (福島 清)